

4月1日より開始

電力の自由化

(営繕部 技術・評価課&保全指導・監督室)

電力の小売自由化は、2000年3月に「特別高圧」区分の大規模工場やデパート、オフィスビルが自由に電力会社を選択し、電気を購入することが可能になり、2004年4月、2005年4月には、小売自由化の対象が「高圧」区分の中小規模工場や中小ビルへと拡大しました。

そして、**2016年4月1日からは、「低圧」区分の事業所、家庭や商店などにおいても自由に電力会社や料金メニューを選択し、電気を購入することが可能**になりました。

1. 電力自由化の誤った情報

電力自由化に伴い、下記の様な誤った情報がありますので、念頭において対応下さい。

事例	誤った情報	正しい情報
(1)	急いで契約4月まで何もしないと、電気は止まる。	慌てて契約する必要はありません。今までと変わりませんし、停電も起きません。切替えの契約を行わない場合は、現在契約している電力会社から電気が供給されます。
(2)	電力会社を変えると新たに電線が必要	新しく電線が引かれることはありません。既存の送電線・配電線を經由して送電されます。
(3)	規模の小さい会社と契約したら、電気が不安定になる。	契約先によって、電気そのものの品質は変わりません。系統全体で需給バランスは維持されます。
(4)	契約した会社が倒産したら、電気は止まる。	平成32年3月までの間は、現在の一般電気事業者の小売部門に電気の供給が義務づけられています。現在の一般電気事業者の小売部門と契約することで、現在の標準的な料金メニュー（経過措置の料金メニュー）で電気の供給を受けることができます。経過措置終了後は、セーフティネットとして最終的な電気の供給を実施すること（最終保障供給）が一般送配電事業者に義務づけられています。
(5)	周波数が違うエリアの会社と契約できない。	周波数が違うエリアの会社と契約は可能です。ただし、周波数変換設備により電気を供給するので、購入する電気の周波数は供給先のエリアの周波数となります。
(6)	山間部では小売電気事業者から電気を買うことができない。	山間部でも購入は可能です。ただし、実際に参入する小売事業者があるか確認が必要です。
(7)	クーリング・オフはできない。	訪問販売・電話勧誘販売で新料金の申込みをした場合、8日以内（法定書面を受け取った日から起算して8日以内）であればクーリング・オフができます。
(8)	電気メーター交換は有料。	自由化に伴って電気メーターをスマートメーターに交換する必要がありますが、新たな機器の購入等を求められることはありません。ただし、消費者側の事由によるスマートメーター設置場所の変更を行った場合等、工事に費用が掛かる場合があります。

2. 電力会社の切り替えにあたっての事前準備

(1) 過去の電気使用量の確認

電力会社の切り替えにあたっては、電力会社を見直すことにより使用料金にメリットがあるか、試算を行う必要があります。試算するにあたっては、冷暖房に使用する電気の使用量は気候条件に大きく影響されることから、過去2年以上の使用量を確認し、検討することをお勧めします。

(2) 多彩な料金プラン・サービスの確認

「電力の小売全面自由化」により、様々な事業者が電気の小売市場に参入し、様々な料金メニュー・サービスがあり、電気とガスなどの組み合わせによるセット割引や、ポイントサービス、また、太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギーを中心に電気を供給する事業者から購入することも可能となります。さらに、所在地のエリア外の小売電気事業者より電気の購入も可能となりますので、電気料金プランの他に、どの様なサービスを受けられるか確認することをお勧めします。

(3) 登録された小売電気事業者の確認

小売電気事業者として登録を行った者には、LP・都市ガス系や石油系、再エネ系など、様々な業種から参入しています。小売電気事業者は供給予定地域があり、契約可能地域であるか確認する必要があります。現在、新潟県・富山県・石川県において登録された小売電気事業者は少ない状況です。小売電気事業者の一覧は経済産業省ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/

3. 契約時の注意点

慌てて契約する必要はありません。契約プランをしっかりと確認して下さい。

(1) 電気料金の試算

過去の電気使用量に照らした試算を行って下さい。口頭だけの「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークには気を付けて下さい。

(2) 料金メニュー・サービスの確認

電気とガス等の組み合わせによるセット割引やポイントサービスなど総合的に検討することをお勧めします。

(3) 小売電気事業者の確認

契約にあたっては、登録された小売電気事業者か確認して下さい。

(4) 契約期間や契約解除等の条件の確認

契約期間や契約解除等について確認をして下さい。特に契約解除を行った場合、費用発生の有無等諸条件についても確認して下さい。

4. 電力会社の切り替え行った場合の流れ

(1) 切り替え先の電力会社への申し込み

切り替え先の電力会社のサービス窓口、ホームページ、電話等から切り替えの申し込みをができます。現在契約している電力会社への解約手続きは、契約者の同意に基づき、切り替え先の電力会社が手続きを行うことが可能です。

切り替えの申し込みをする際には、電気料金・契約期間・契約解除等の諸条件の説明や書面交付を受けて下さい。その内容を踏まえて契約締結の判断をして下さい。

(2) 電力会社の切り替え時に必要な事項

切り替え先の電力会社への申し込み時に下記の事項が必要となります。

- ・現在契約している電力会社名
- ・現在契約している電力会社のお客番号
- ・供給地点特定番号
- ・切り替え希望日

(3) 電気メーターの交換

現在設置されている電気メーターがスマートメーターではない施設の方は、スマートメーターへの交換が必要になります。



切り替え先の電力会社との契約後、現在契約している地域の電力会社から交換作業の工事予定日の連絡が入ります。

(4) 切り替え先の電力会社との契約開始

切り替え日については、切り替え先の電力会社の契約により開始します。

5. 電力取引監視等委員会の「Q&A」

電力取引監視等委員会では、電力小売全面自由化に関する主な質問と回答をまとめた「Q&A」、「よくあるご質問」を電力取引監視等委員会ホームページに掲載しています。

<http://www.emsc.meti.go.jp/info/faq/index.html>